

がっこう よぼう かんせんしょう しゅるい しゅつせきていし きかん きじゆん
 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
 がっこうほけんあんぜんほうせこうきそくだい じょう
 (学校保健安全法施行規則第18、19条)

ぶんるい 分類	びょうき しゅるい 病気の種類	しゅつせきていし きかん 出席停止の期間
だいいっしゅ かんせんしょう 第一種 感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱、 ポリオ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	ち ゆ 治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) (感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルスを除く)	はっしょう あと けいか げねつご 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	ひやくにちぎき 百日咳	とくゆう せき しょうしつ また 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	ましん (はしか)	げねつご けいか 解熱後3日を経過するまで
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	じかせん がっかせんまた ぜっかせん しゅちよう はっげん 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
だいにしゅ かんせんしょう 第二種 感染症	ふうしん 風しん	ほつ しょうしつ 発しんが消失するまで
	すいとう 水痘(みずぼうそう)	すべ ほつ 全ての発しんがかさぶたになるまで
	いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱(プール熱)	しゅようしやうじやう しやうたい あと けいか 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	けつかく 結核	びやうじやう がっこうい た いし 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	びやうじやう がっこうい た いし 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
だいさんしゅ かんせんしょう 第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	びやうじやう がっこうい た いし 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられるもの)	
	ようれんきんかんせんしょう がたかんえん がたかんえん てあし 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	じやうけん しゅつせきていし かんせんしょう 条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

「学校において予防すべき感染症の解説」及び「**新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年2月1日施行)**」